

# 兵庫県公報

令和8年3月31日 火曜日 第9号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 規 則

ページ

○ クリーニング業の届出手続等を定める規則の一部を改正する規則（生活衛生課）…………… 1

## 公布された法令のあらまし

### ◎クリーニング業の届出手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第12号）

クリーニング業法施行規則の一部改正により、クリーニング師の試験の受験願書及び免許の申請等に係る申請書（以下「申請書等」という。）について、性別、個人番号等を記載することとされることに伴い、申請書等の様式を改める等所要の整備を行うこととした。

## 規 則

クリーニング業の届出手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県規則第12号

#### クリーニング業の届出手続等を定める規則の一部を改正する規則

クリーニング業の届出手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第8条」を「第8条第1項」に改める。

様式第8号中

「 年 月 日生  
電 話（ ） — 」

を

「 年 月 日生  
性 別 男 ・ 女  
個人番号  
電 話（ ） — 」

に改める。

様式第9号中

「 年 月 日生  
電 話 — 」

を

「 年 月 日生  
性 別 男 ・ 女  
個人番号  
電 話（ ） — 」

に改める。

様式第10号及び様式第11号中

「 年 月 日生  
電 話（ ） — 」

を

「 年 月 日生

性別 男 ・ 女

個人番号

電話 ( ) —

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現に残存する旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。